

5月に入り、日に日に暖かさを増し、風薫る爽やかな季節となりました。それに伴い、豊かな自然や名産品を求め、観光に訪れる方も多くなってきたように感じます。

さて、住民の皆様が、安全で安心に毎日を過ごしていただくため、私から2点のアドバイスです。

1つ目は、《自転車を安全に利用するためのポイント》です。

自転車は、身近で、手軽で、便利な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らなければ大きな事故につながります。

自転車は『車両』です。

- 原則、車道を走行、左側を通行 ○ 歩行者を優先、信号や一時停止を守る。
 - 夜間はライトを点灯 ○ 飲酒運転は厳禁、ながらスマホもだめ
- といった法律・ルールをしっかりと守って、「自分の命」、「歩行者の命」を守りましょう。

その上で、私から特にお願いしたいのは、『ヘルメットの着用』です。

自転車利用者の死亡事故のうち、**55.0%が頭部に致命傷**(※1)を負っています。事故にあったときに、大切な命を守るため、また、重い障害を負わないためにも、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

2つ目は、《悪質商法の被害にあわないためのポイント》です。

悪質商法とは、

- ・点検商法～「点検に来ました」等と訪問し、「ここの修理が必要」などと言って不安をあおり、商品売りつけたり高額な工事契約をさせる商法
- ・内職商法～「自宅でラクラク高収入」等と勧誘し、高額な教材を購入させたり、保証金名目で金を支払わせたりする商法
- ・催眠商法～ 会場に人を集め、日用品を無料で配布するなど会場の雰囲気を盛り上げてから高額な布団や健康器具などを売りつける商法

などです。

こうした被害にあわないために「悪質業者は、う・そ・つ・き」と覚えてください。

【う】…うまい話を信用しない。「絶対儲かる」はうそ

【そ】…そうだんする。一人で判断しない。

【つ】…つられて返事をしない。すぐに契約しない。

【き】…きっぱり！はっきり！断る

不安を感じたときや被害にあいそうなときには、すぐに警察署にご連絡ください。

令和7年5月

札幌方面余市警察署長

楨原 均

※1 令和2年から令和6年までの過去5年間における道内の交通事故データによる。